

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三項の規定に基づき、電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

(案) 法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準は、次のいずれかに該当するものとする。

一 国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1450-5に定める技術基準及び米国電気電子学会が定める標準規格のうち、次のいずれかのもの

1 I E E E 802. 11b

2 I E E E 802. 11a

3 I E E E 802. 11g

4 I E F E 802. 11n

5 I E F E 802. 11ac

二 米国電気電子学会が定める標準規格のうち、 I E F E 802. 15. 1

(案)